

南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成25年南知多町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用外事業)

第2条 条例第3条第1号の規定により規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項の規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の規定する地

方独立行政法人

- (10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し必要な措置を講ずることができるものとして町長が認めるもの

2 前項第 10 号の規定による町長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 法人登記事項証明書
(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

第 3 条 条例第 3 条第 2 号の規定により規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項の規定による許可を要する行為
(2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 の規定による許可を要する開発行為又は同法第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合も含む。）の規定による保安林における許可を要する行為
(3) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 4 条第 1 項の規定による砂防指定地域における許可を要する行為
(4) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 91 条第 1 項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
(5) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定による許可を要する行為
(6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為又は同法第 27 条第 1 項の規定による河川区域内の土地における許可を要する行為

- (7) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- (8) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項並びに第 43 条の規定による許可を要する行為
- (9) 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条の規定による免許を要する行為
- (10) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条の規定による許可を要する行為
- (11) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の規定による許可又は第 33 条第 1 項の規定による届出を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為
- (14) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定による届出を要する行為

第 4 条 条例第 3 条第 3 号の規定により規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に伴い行う土地の埋立て等で次に定める範囲のもの
 - ア 盛土した部分の高さの最大値が 1 メートル以内
 - イ 切り下げた部分の深さの最大値が 60 センチメートル以内
 - ウ 掘削した部分の深さの最大値が 60 センチメートル以内

- (2) 災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (3) 運動場、駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土地の埋立て等
- (4) 土地所有者等が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う土地の埋立て等
- (5) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）その他の法令等に基づく許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域内から発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等
(許可の申請)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項に規定する許可申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式第 2 号）によるものとする。

- 2 条例第 3 条に規定する合算して 1,000 平方メートル以上の事業を申請するときは、既に完了した事業又は現在施工中の事業について併せて記載するものとする。

(添付書類)

第 6 条 条例第 7 条第 3 項第 1 号の同意書は、土地所有者等の同意書（様式第 3 号）によるものとする。

- 2 条例第 7 条第 3 項第 2 号の結果報告書は、説明会結果報告書（様式第 4 号）によるものとする。

- 3 条例第 7 条第 3 項第 3 号の規定による書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 事業主の住民票の写し（事業主が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）
- (3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書並びに公図の写し
- (4) 隣接地権者等の承諾書（様式第5号）
- (5) 事業主が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第6号）
- (7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第7号）
- (8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図（様式第8号）
- (9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図
- (10) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所の位置図、現況平面図及び面積計算書
- (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第9号）及び地質分析結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）
- (14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の設置計画書及び構造計画書
- (15) 土地の埋立て等が法令等に基づく許可等を要するものである場合にあっては、当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあ

ることを示す書類

(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

4 前項第 13 号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生場所を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第 1 号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、町長が承認した場合であつては、第 1 号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1 試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第 1 の左欄に掲げる物質ごとに行うこと。

5 第 3 項第 13 号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が、採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の認可を受けた採取場である場合は、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第 11 号）により代えることができる。

6 第 3 項第 13 号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が、国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合は、省略することができる。

(許可の基準)

第7条 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の有害物質の汚染状態は、別表第1の左欄に掲げる物質の項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる環境上の条件に適合するものとする。

3 条例第8条第1項第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

4 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

（許可等の通知）

第8条 町長は、第7条第2項に規定する許可申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認められるときは、土地の埋立て等許可書（様式第12号）により事業主に通知するものとする。

2 町長は、前項の提出された申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認められるときは、土地の埋立て等不許可通知書（様式第13号）により事業主に通知するものとする。

（変更の許可の申請等）

第9条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第14号）に条例第7条第3項に規定する書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて町長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（1） 事業主の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称、法人にあってはその代表者の変更

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(4) 土地の埋立て等の施工に関する事業計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

(5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更

（変更の許可等の通知）

第10条 町長は、条例第9条第1項に規定による変更許可申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等変更許可書（様式第15号）により事業主に通知するものとする。

2 町長は、前項の提出された変更許可申請書の内容等を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等変更不許可通知書（様式第16号）により事業主に通知するものとする。

（軽微な変更の届出）

第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微な変更の届出書（様式第17号）によるものとする。

（許可の取消し）

第12条 条例第10条の規定による土地の埋立て等の許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消書（様式第18号）によるものとする。

（書類の閲覧）

第13条 条例第12条の規定により規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 条例第7条第3項による添付書類（土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。）

- (2) 条例第9条第1項による変更許可申請書の写し及び添付書類（土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。）
- (3) 条例第9条第3項の規定による軽微な変更の届出書の写し及び添付書類
- (4) 条例第13条の規定による土地の埋立て等着手届出書の写し及び添付書類
- (5) 条例第15条第1項の規定による土地の埋立て等完了届出書の写し及び添付書類
- (6) 条例第16条第1項の規定による土地の埋立て等廃止・休止届出書の写し及び添付書類
- (7) 条例第17条の規定による土地の埋立て等再開届出書の写し及び添付書類
- (8) 条例第18条第2項の規定による土地の埋立て等地位承継届出書の写し及び添付書類
- (9) 条例第21条の規定による報告書の写し及び添付書類
- (10) 条例第22条の規定による報告書の写し及び添付書類
(着手の届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届出書（様式第19号）によるものとする。

(標識の掲示)

第15条 条例第14条第1項の規定による標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第20号）によるものとする。

(完了の届出)

第16条 条例第15条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届出書（様式第21号）によるものとする。

(廃止又は休止の届出)

第 17 条 条例第 16 条第 1 項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届出書（様式第 22 号）によるものとする。

（再開の届出）

第 18 条 条例第 17 条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届出書（様式第 23 号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第 19 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届出書（様式第 24 号）によるものとする。

（台帳への記載）

第 20 条 条例第 20 条の規定による台帳の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第 25 号）により、施工期間中毎日行わなければならない。

2 条例第 20 条の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- （2） 事業区域の所在地及び面積
- （3） 記録者氏名
- （4） 搬入時刻
- （5） 搬入車両登録番号
- （6） 搬入業者の名称
- （7） 運転者氏名
- （8） 数量
- （9） 土砂等の積込み場所
- （10） 施工作業の内容
- （11） その他土地の埋立て等の施工に必要な事項
（土壌の調査等）

第 21 条 第 6 条第 4 項の規定は、条例第 21 条に規定する土壌の調査について準用する。

2 前項の調査は、条例第 21 条の各期間経過後、町長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。

3 条例第 21 条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書

(身分証明書の様式)

第 22 条 条例第 23 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 26 号）によるものとする。

(改善勧告)

第 23 条 条例第 24 条の規定による勧告は、改善勧告書（様式第 27 号）によるものとする。

(措置命令)

第 24 条 条例第 25 条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第 28 号）によるものとする。

(土地所有者への改善勧告)

第 25 条 条例第 26 条の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書（様式第 29 号）によるものとする。

(土地所有者への措置命令)

第 26 条 条例第 27 条の規定による措置命令は、土地所有者への措置命令書（様式第 30 号）によるものとする。

(公表)

第 27 条 条例第 29 条の規定による公表は、南知多町公告式条例（昭和 36 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示板への掲示及び町広報紙（ホームページを含む。）への掲載により行うものとする。

（経過措置による届出書）

第 28 条 条例附則第 3 項の届出書は、施工事業届出書（様式第 31 号）とする。

2 条例附則第 4 項の届出書は、施工事業変更届出書（様式第 32 号）とする。

（書類の提出部数）

第 29 条 条例及びこの規則により町長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。

（1） 第 5 条第 1 項の規定による土地の埋立て等許可申請書及び添付書類 正本及び副本 1 部

（2） 第 9 条第 1 項の規定による土地の埋立て等変更許可申請書及び添付書類 正本及び副本 1 部

（3） その他の報告書及び届出書 1 部

（委任）

第 30 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。